

京都府がん医療戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 京都府がん対策推進条例第9条第2項に基づき、京都府のがん医療水準を向上させるための方針等について検討するため、京都府がん医療戦略推進会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 戦略会議は、京都府、京都府内のがん診療連携拠点病院及び京都府がん診療連携病院の指定を受けた病院、社団法人京都府医師会、京都府病院協会及び社団法人京都私立病院協会（以下「病院等」という。）をもって組織する。

(協議事項)

第3条 戦略会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 京都府におけるがん診療の連携協力体制その他のがん医療に関する情報交換に関すること
- (2) がん医療に携わる医療従事者の人材育成に関すること
- (3) 京都府における院内がん登録のデータの分析、評価等に関すること
- (4) 京都府におけるがん患者に対する相談支援及び情報提供に関する体制の把握及び広報に関すること
- (5) がん診療に携わる病院等への診療支援に関すること
- (6) 緩和ケアに関する知識及び技能の普及に関すること
- (7) 地域連携クリティカルパスの整備及び普及に関すること
- (8) その他がん医療に関すること

(会長及び副会長)

第4条 戦略会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には、京都府の代表者をもって充てる。
- 3 会長は、戦略会議を主宰し、会務を総括する。
- 4 副会長には、都道府県がん診療連携拠点病院の代表者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係機関の出席)

第5条 戦略会議が必要と認めたときは、関係機関の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(会議の招集及び議長)

第6条 会長は、必要に応じて戦略会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第7条 戦略会議は、協議事項について詳細な検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、病院等をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の庶務を担当する病院等の職員をもって充てる。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。
- 6 部会は、必要に応じて関係者の参画を求め、意見を聴取することができる。
- 7 部会長は、必要に応じて部会の検討状況等を戦略会議に報告するものとする。

(戦略会議の庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、京都府健康福祉部及び京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院において処理する。

(都道府県がん診療連携協議会との関係)

第9条 戦略会議は、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(平成20年3月1日付け健発第0301001号厚生労働省健康局長通知)」に基づく、京都府における都道府県がん診療連携協議会と位置づける。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。